

栃木県外来医療計画に係る事務取扱実施要領

制定 令和 2（2020）年 3 月 31 日医政第 1551 号

改正 令和 7（2025）年 3 月 31 日医政第 1529 号

1 趣旨

この要領は、栃木県外来医療計画（以下「計画」という。）に定める外来医療機能の不足・偏在等への対応や医療設備・機器等の効率的な活用に関して、関係法令に規定するもののほか、必要な事務取扱について定めるものである。

2 事務取扱

（1）外来医療機能の不足・偏在等への対応

一 医療機関の所在地を管轄する健康福祉センター及び宇都宮市保健所並びに医療政策課は、計画や県ホームページ等を活用しながら、地域の外来医療に関する情報の提供を行う。新規開業希望者からの開設に係る相談時には、健康福祉センター等が、地域の外来医療に関する情報の提供を行う。

二 健康福祉センター等は、新規開業者に対して、計画第 2 章 5 に規定する地域で不足する外来医療機能等を担うことへの協力を依頼する。また、新規開業者に対して、栃木県医療法施行細則（昭和 51 年栃木県規則第 51 号。以下「規則」という。）に規定する病院（診療所、助産所）開設届（第 6 号様式）及び診療所開設届（第 8 号様式）と併せて、「地域で不足する外来医療機能等に係る意向確認書」の提出を求める。

三 健康福祉センター等及び医療政策課は、地域医療構想調整会議において、地域の外来医療に関する情報提供、外来医療機能の不足・偏在等への対応に関する協議等を行う。

四 健康福祉センター等及び医療政策課は、地域医療構想調整会議において、2（1）二の地域で不足する外来医療機能を担う意向の有無を確認する。意向がない（新規開業者が地域で不足する外来医療機能を担うことを拒否する。）場合等には、臨時に地域医療構想調整会議を開催し出席要請を行う。ただし、協議の簡素化のため、協議の形態については適宜持ち回り開催とし、新規開業者からは意向がない理由等の文書の提出を求める等の柔軟な対応を可能とする。

五 地域医療構想調整会議において結論を得た方針に沿わない新規開業者については、栃木県医療審議会に報告し、意見を聴取するなどの一定の確認を行うこととする。

六 新規開業者以外の者についても、郡市医師会等と連携し、必要に応じて地域で不足する外来医療機能等を担うことについての合意状況を把握するとともに、不足する機能等への協力を呼びかけていくこととする。

（2）医療設備・機器等の効率的な活用

一 健康福祉センター等及び医療政策課は、計画や県ホームページ等を活用しながら

ら、医療設備・機器等の配置状況等の情報提供や医療設備・機器等の効率的な活用の促進に向けた周知を行う。

- 二 病院及び診療所が、計画第4章4に規定する医療設備・機器等（以下「医療機器等」という。）を購入する場合は、医療機器等の購入を検討する際に、事前に「医療機器等共同利用計画書」（第1号様式）（以下「共同利用計画書」という。）を策定する。共同利用計画書は、医療機器等の備付後10日以内に健康福祉センター等に1部（宇都宮市に所在する病院及び診療所にあつては2部）提出する。ただし、新型コロナウイルス感染症患者の入院診療又は帰国者接触者外来を行う病院及び診療所にあつて、共同利用計画書を事前に策定することが困難と認められる場合には、健康福祉センター等と協議の上、共同利用計画書の策定及び提出を事後に行っても差し支えないこととする。
- 三 共同利用については、画像診断等が必要な患者を、医療機器等を有する医療機関に対して患者情報とともに紹介する場合及び対象となる医療機器等について、連携先の病院又は診療所から紹介された患者のために利用する場合を含む。
- 四 健康福祉センター等及び医療政策課は、地域医療構想調整会議において、医療機器等の共同利用の促進に向けた協議を行う。なお、共同利用を行わない場合については、共同利用を行わない理由について、地域医療構想調整会議で確認を行う。
- 五 策定された共同利用計画については、地域医療構想調整会議での議論の状況等の報告と合わせ、栃木県医療審議会とも共有する。
- 六 医療機器等を購入したが、共同利用計画書を未提出の病院及び診療所（以下「未提出医療機関」という。）への対応については、医療機能情報提供制度や病床機能報告等を活用し、前年度からの医療機器等の増減を確認すること等により、健康福祉センター等と医療政策課が協力して未提出医療機関を把握する。未提出医療機関に対しては、各保健所から共同利用計画書の提出を促す。
- 七 医療機器等の共同利用に際しては、共同利用を引き受ける医療機関が共同利用を依頼する医療機器等の安全管理を担うことから、健康福祉センター等と医療政策課は、共同利用を引き受ける医療機関の安全管理に係る体制の確保並びに診療用放射線の安全管理に係る体制の確保の遵守状況についても確認を行う。
- 八 共同利用する医療機器等を有する医療機関が共同利用の対象となる医療機器等を廃止する場合は、健康福祉センター等にその旨を報告する。
- 九 令和5年4月1日以降に医療機器等を購入した病院及び診療所は、医療機器等の稼働状況について「医療機器稼働状況報告書」（第2号様式）（以下「稼働状況報告書」という。）を作成する。稼働状況報告書は、毎年6月末日までに健康福祉センター等に1部（宇都宮市に所在する病院及び診療所にあつては2部）提出する。なお、外来機能報告対象医療機関は、外来機能報告を行うことをもって利用件数の報告に替えることができるものとする。
- 十 健康福祉センター等及び医療政策課は、共同利用する医療機器等を有する医療機関における共同利用の実績について、必要に応じて確認するものとする。

3 雑則

この要領に定めるもののほか、計画の運用に関して必要な事項は、医療政策課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 2（2020）年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2（2020）年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6（2024）年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7（2025）年 4 月 1 日から施行する。